



「新たな役員候補者選出制度」について

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

常任理事 吉川 豊

令和2年7月から日本司法書士会連合会と議論を開始した当法人の組織運営改革であるが、その中で、「役員選考の在り方」が一つのテーマとして挙げられた。そして、議論が一定程度到達点に達した下記(1)から(5)の各項目のうち、(1)から(4)については、令和5年度の役員改選から実現できるよう、令和4年度の定時総会において「役員選任規則」（以下「規則」という。）を改正した。また、(5)については、令和4年7月開催の理事会において「役員候補者選考委員会における役員候補者の選定基準」（以下「選定基準」という。）を改正した。

- (1)理事長候補者となる者を選挙手続により選出するための制度の創設
- (2)選挙手続により選出する理事候補者枠の増枠
- (3)ブロック推薦理事候補者制度の創設
- (4)役員候補者選考委員の見直し
- (5)役員候補者選考委員会が役員候補者を選定するための基準の見直し

以下、上記(1)から(5)について詳述する。

1. 理事長候補者となる者を選挙手続により選出するための制度の創設

「理事長は、会員全員の総意で選任され事業執行に当たることが好ましい。」ということは論を俟たない。そして、これを実現するには、選挙手続で直接理事長を選出できるのが一番望ましい。しかし、当法人は公益社団法人であり、役員（理事及び監事）の選任については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第63条第1項の規定により社員総会で選任する必要がある。

そこで、規則を改正し、選挙手続で理事長候補者として選出された者を社員総会で選任する理事候補者の一人として社員総会に上程できるよう、新たに規定を設けた。その上で、当該理事長候補者となった者を社員総会で理事として選任し、その後開催される理事会において理事長として選定することとする。

なお、社員総会に上程する際には、総会資料において、理事候補者のうち誰が理事長候補者であるかを明らかにする必要があると考えている。

2. 選挙手続により選出する理事候補者枠の増枠

当法人が、選挙手続で理事候補者を選出できることとしたのは、平成30年に規則を改正してからである。この改正において3名の選挙理事候補者枠を設け、以後2回選挙を実施したが、いずれも立候補者が候補者枠を超えることはなかった。これについて、改正当初から候補者枠が少な

過ぎるという意見とともに、立候補するのに必要となる支部又は正会員40名以上の推薦という要件が厳しいのではないかとの意見も見られた。

そこで、候補者枠を3枠増加して6とし、推薦については、支部の推薦は維持しつつ、正会員の推薦は20名以上とする規則の改正を行った。

3. ブロック推薦理事候補者制度の創設

当法人には、社員総会で選任する役員の候補者を選定し推薦するための機関として「役員候補者選考委員会」(規則改正後の「役員候補者選定委員会」(以下「選定委員会」という。))がある。

選定委員会では、役員候補者の選定に関し、各地域の実情を本部に伝え、また本部からの情報を各地域へフィードバックできるよう、各ブロックから理事候補者を選定していたが、制度化されたものではなく運用上行っていたに過ぎなかった。

そこで、制度化を図るため規則を改正し、規則でブロックの数を8と定め、そして8ブロックから、各ブロックの支部長の合議により理事候補者各1名を推薦してもらうための新たな規定を設けた。

なお、当法人には、定款・規則で規定化された「ブロック」という組織はないため、規則において理事会の決議でブロックの区域を指定し、その区域を「ブロック」と呼称することとした。

4. 役員候補者選定委員の見直し

選定委員会の役割は上述のとおりであるが、その性質上、執行部からの中立性が保たれている必要がある。しかし、実際には、委員の人選を執行部が行っているなど、中立性が保たれているとは言い難い状況にあった。

そこで、中立性を保った人選を行うため、上述の8ブロックから各ブロック1名以上、日本司法書士会連合会から1名以上を委員として推薦してもらうとともに、学識経験者2名以上の合計11名以上15名以下で選定委員会を構成するよう規則の改正を行った。

5. 役員候補者選定委員会が役員候補者を選定するための基準の見直し

会員が、社員総会で役員を選任するに際し、その候補者がどのような根拠・過程で候補者となつたか明らかであることが望ましいことは論を俟たない。

当法人には、選定委員会が役員候補者を選定する選定基準はあったが、その選定基準は、一定の要件に該当する者は選定できないなど、「選定できない」者の要件を定めたものであった。

そこで、役員が満たすべき基準、選定委員会が役員候補者を選考する際の考慮事項や留意事項を明らかにするため、選定基準の改正を行い明確化する。

以上、令和5年度の役員改選は、組織運営改革で議論された新たな役員候補者選出制度に基づき実施することとなる。